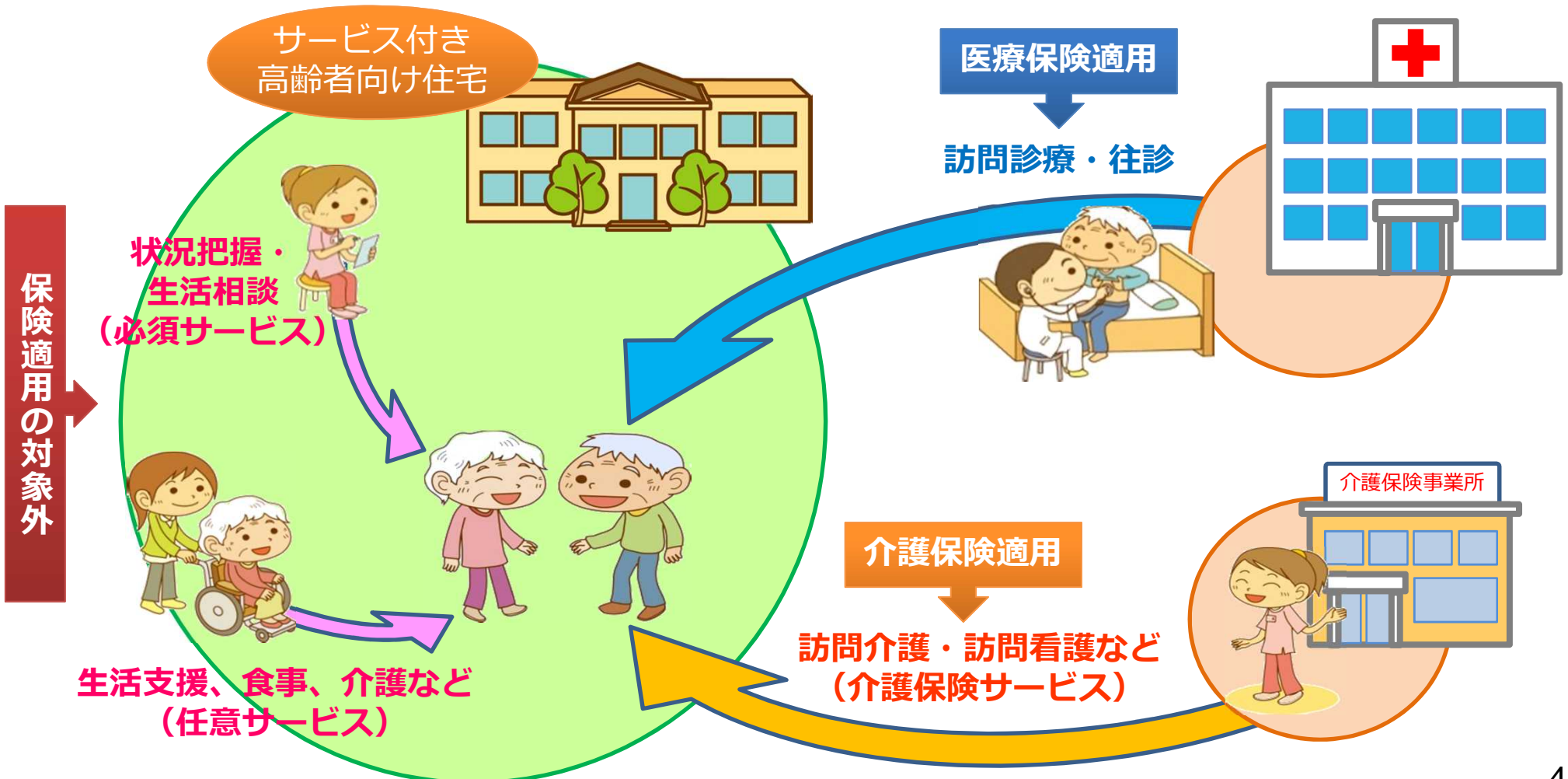


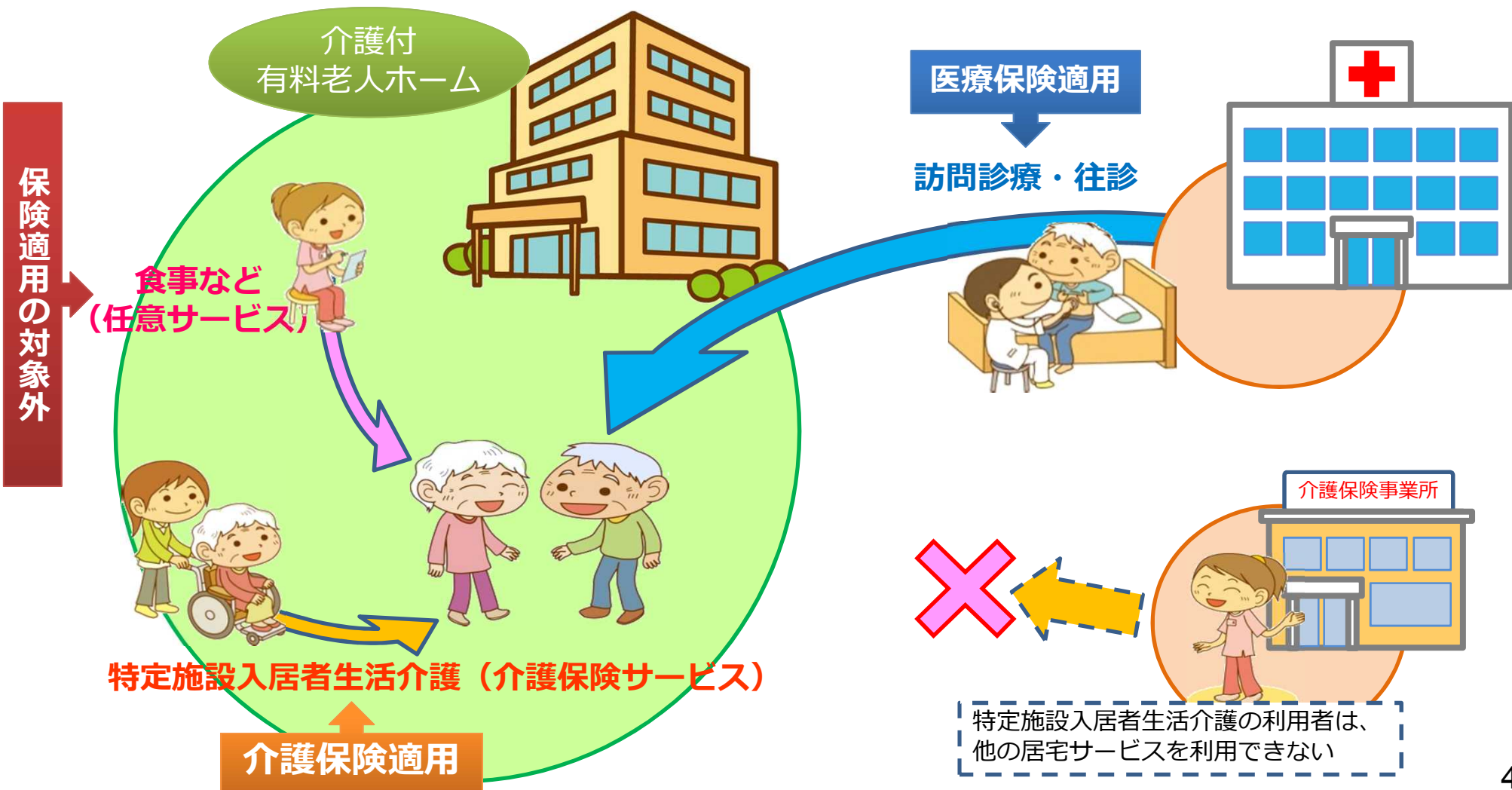
# 「住まい」と「サービス」の関係～サービス付き高齢者向け住宅を例に～

○ 高齢者向け住まいの入居者は、「住まい」に暮らしながら、様々な「サービス」を受けることが想定される。この際、それぞれのサービスの種類に応じて、「利用者の負担（保険の適用があるかどうか）」、「責任関係の所在」、「根拠法令」がそれぞれ変わる。



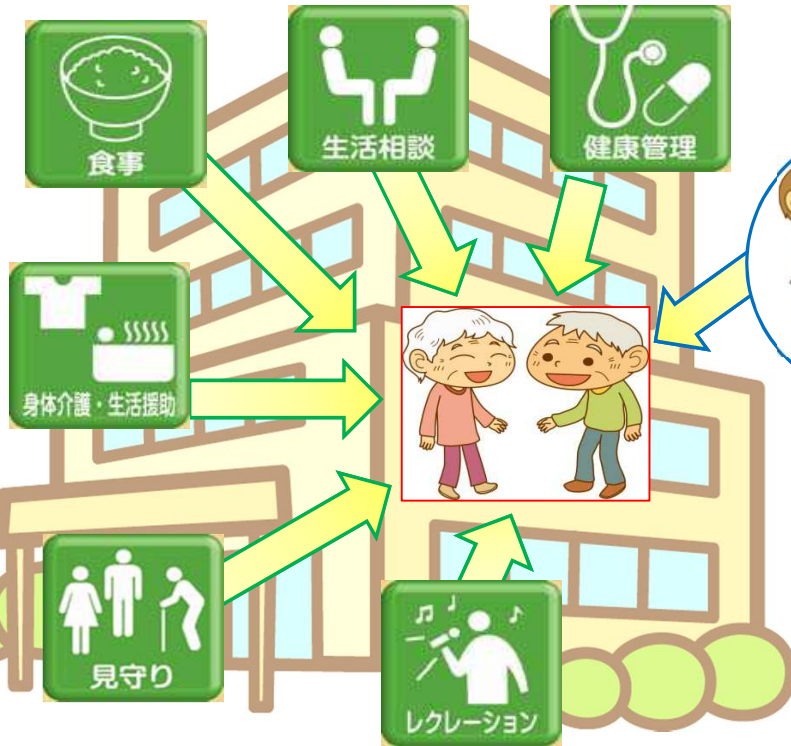
# 「住まい」と「サービス」の関係～介護付有料老人ホームを例に～

- 高齢者向け住まい”自身”が、全額自己負担による介護サービスではなく、「介護保険サービス」を提供しようとする場合、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の場合は、「特定施設入居者生活介護」の事業所としての指定を受けることとなる。

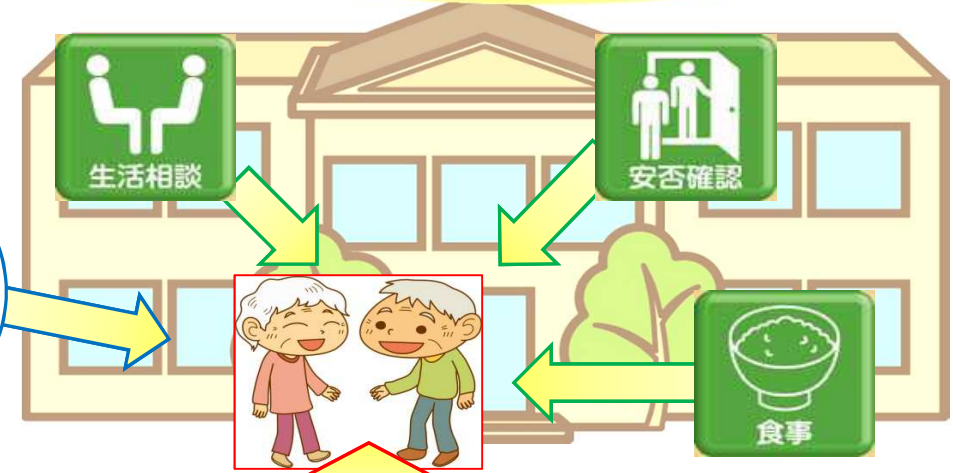


# 介護サービスの提供方法の違い

## 介護付有料老人ホーム



## サービス付き高齢者向け住宅 住宅型有料老人ホーム



外部サービス(単独施設・併設施設)  
※入居者が事業者を自由に選べる

○「介護付有料老人ホーム」では、ホーム事業者が提供する介護保険サービスをホーム内で受けられる。

○「サービス付き高齢者向け住宅」「住宅型有料老人ホーム」では、必要に応じて、入居者自身が外部のサービス事業者と契約して、介護保険サービスの提供を受ける。

# 高齢者向け住まいの類型に応じた関係法令の適用

○ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームに該当するもの)は、それぞれの状況に応じて、以下のような関係法令が制度の根拠となっている。

